

大分県報

令和八年
第七〇三号
五月八日

（金曜日）

目次

告示

令和八年度臨時種畜検査に合格した種畜……………
令和八年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収の委託……………
令和八年度毒物劇物取扱者試験の実施……………

告示

大分県告示第二百七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和八年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和八年五月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名	前	品種	検査成績
令八大分県臨一第一号	DC4767		その他	級外
令八大分県臨一第二号	DC4769		その他	級外
令八大分県臨一第三号	DC4816		その他	級外
令八大分県臨一第四号	DC4828		その他	級外
令八大分県臨一第五号	DC4829		その他	級外
令八大分県臨一第六号	DC4837		その他	級外
令八大分県臨一第七号	DC4850		その他	級外

令和八年五月八日

令八大分県臨一第八号	DC4882	その他	級外
令八大分県臨一第九号	DC4886	その他	級外
令八大分県臨一第十号	DC4891	その他	級外
令八大分県臨一第十一号	DC4898	その他	級外
令八大分県臨一第十二号	DC4989	その他	級外

大分県告示第二百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に令和八年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和八年五月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益財団法人森林ネットおおいだ
大分市花園二丁目六番四十六号
- 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和八年四月一日
- 委託をした日
令和八年四月二十一日
- 委託期間
令和八年四月二十一日から令和九年三月十二日まで

公告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和八年五月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の日時

令和八年八月四日（火曜日）午前十時から

大分県報（告示・公告）

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎本館二階正庁ホール
大分県庁舎新館十四階大会議室
大分市豊饒二丁目十一番三号
公益社団法人大分県薬剤師会

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

- 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

- 1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 正副各一通
- 2 履歴書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 一通

3 戸籍抄本 一通

4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚

- (一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。
- (二) 正面、上半身、無帽のものであること。
- (三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。
- (四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先

1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）

県内各保健所（保健部）

2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）

大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和八年五月二十五日（月曜日）から同年六月五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験手数料

一万千三百円（受験願書提出の際に納入すること。）

九 その他

1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。

2 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。